

## 中条町・黒川村合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 新潟県北蒲原郡中条町及び北蒲原郡黒川村(以下「両町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(協議会の名称)

第2条 この合併協議会は、中条町・黒川村合併協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両町村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) その他合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、中条町新和町2番10号中条町役場内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、両町村の長が協議し、次条第1項の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者(前条第1項の規定により会長及び副会長に選任された者を除く。)

をもって充てる。

- (1) 両町村の長
- (2) 両町村の議会の議長及び両町村の議会の議長が推薦する議員
- (3) 両町村の長が推薦する両町村の住民
- (4) 両町村の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その

職務を代理する。

( 会 議 )

第 9 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

( 会議の運営 )

第 10 条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長が務める。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

( 関係職員等の出席 )

第 11 条 会長は、必要に応じて両町村の職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

( 小委員会 )

第 12 条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

( 幹事会、専門部会及び分科会 )

第 13 条 協議会の円滑な運営を図り、協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会、専門部会及び分科会を置く。

2 幹事会、専門部会及び分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 事務局 )

第 14 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 事務局職員 )

第 15 条 事務局の職員は、両町村の長が定めた者をもって充てる。

( 経費の負担 )

第 16 条 協議会に要する経費は、両町村の長が協議して定めた額を両町村が負担する。

2 両町村は、前項の規定による負担金を年度開始後速やかに協議会に納付しなければならない。

( 監 査 )

第 17 条 協議会の出納の監査は、両町村の代表監査委員に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長及び協議会に報告しなければならない。

( 財務に関する事項 )

第 18 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償費及び費用弁償)

第19条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報償費及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報償費及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、告示の日から施行する。

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第16条第2項中「年度開始後」とあるのは「協議会の予算成立後」と読み替えるものとする。